

修正記録

6月3日 15ページの記載を修正

# 大竹市の現状 ■ 令和6年度事業説明

令和6年6月2日

大竹市 危機管理課

# 次 第

- 大竹市の現状
  - 自主防災組織（設立状況）
  - 避難の呼びかけ体制（大竹市の状況）
  
- 令和6年度 事業説明
  - 自主防災組織設立支援
  - 呼びかけ体制 ステップアップ訓練
  - 防災リーダー
  - 助成制度

# 大竹市の現状 自主防災組織

## 自主防・設立状況(大竹市)

|        |     | 自治会関係 | 対象外 | 計  |
|--------|-----|-------|-----|----|
| 自主防災組織 | 設立済 | 40    | 1   | 41 |
|        | 未設立 | 17    |     | 17 |

| 自治会     |       | 自主防災組織 |            | 自治会      |          | 自主防災組織 |            | 自治会          |       | 自主防災組織 |            | 自治会     |        | 自主防災組織 |            |
|---------|-------|--------|------------|----------|----------|--------|------------|--------------|-------|--------|------------|---------|--------|--------|------------|
| 番号      | 組織名   | 番号     | ○あり<br>× 未 | 番号       | 組織名      | 番号     | ○あり<br>× 未 | 番号           | 組織名   | 番号     | ○あり<br>× 未 | 番号      | 組織名    | 番号     | ○あり<br>× 未 |
| ◎ 木野連合会 |       |        |            | ◎ 小島地区連合 |          |        |            | 新陽台(なし)      |       |        |            | ◎ 玖波連合会 |        |        |            |
| 1       | 木野1丁目 |        | ×          | 20       | 南栄3丁目    | 13     | ○          | 41           | 御園台   | 19     | ○          | 55      | 玖波1丁目  | 28     | ○          |
| 2       | 木野2丁目 |        | ×          | 21       | 西栄2丁目    |        |            | 42           | 小方ヶ丘  |        | ×          | 56      | 玖波2丁目  |        | ×          |
| ◎ 元町連合会 |       |        |            | 22       | 西栄3丁目    |        |            | ◎ 黒川連合会      |       |        |            | 57      | 玖波3丁目  |        | ×          |
| 3       | 元町1丁目 | 1      | ○          | 23       | 東栄1丁目    |        |            | 43           | 黒川1丁目 | 20     | ○          | 58      | 玖波4丁目  | 29     | ○          |
| 4       | 元町2丁目 | 2      | ○          | 24       | 北栄       | 14     | ○          | 44           | 黒川2丁目 |        |            | 59      | 玖波5丁目  | 30     | ○          |
| 5       | 元町3丁目 |        | ×          | 25       | 東栄県営     |        |            | 45           | 黒川3丁目 |        |            | 60      | 玖波6丁目  |        | ×          |
| 6       | 元町4丁目 | 3      | ○          | 26       | 北栄県営     | 15     | ○          | 46           | 港町1丁目 | 21     | ○          | 61      | 玖波7丁目  | 31     | ○          |
| 7       | 本町1丁目 |        | ×          | ◎ 立戸連合会  |          |        |            | 47           | 港町2丁目 |        | ×          | 62      | 玖波8丁目  | 32     | ○          |
| 8       | 本町2丁目 | 4      | ○          | 27       | 立戸1丁目    | 16     | ○          | ◎ 川手連合会      |       |        |            | 63      | 大人原・大迫 | 33     | ○          |
| 9       | 白石1丁目 | 5      | ○          | 28       | 立戸2丁目    |        |            | 48           | 防鹿    | 22     | ○          | 64      | 湯舟町    |        | ×          |
| 10      | 白石2丁目 | 6      | ○          | 29       | 立戸3丁目南   |        |            | 49           | 穂仁原   | 23     | ○          | 65      | 松ヶ原町   | 34     | ○          |
| 11      | 新町1丁目 | 7      | ○          | 30       | 立戸3丁目北   |        |            | 50           | 比作    | 24     | ○          | ◎ 栗谷連合会 |        |        |            |
| 12      | 新町2丁目 | 8      | ○          | 31       | 立戸4丁目    |        |            | 51           | 安条    | 25     | ○          | 66      | 広原     | 35     | ○          |
| 13      | 新町3丁目 | 9      | ○          | 32       | 小方1丁目南   |        | ×          | 52           | 前飯谷   | 26     | ○          | 67      | 谷尻     | 36     | ○          |
| ◎ 油見連合会 |       |        |            | 33       | 小方1.2丁目北 | 17     | ○          | 53           | 後飯谷   | 27     | ○          | 68      | 後原     | 37     | ○          |
| 14      | 油見1丁目 | 10     | ○          | 34       | 小方2丁目    | 18     | ○          | 54           | 阿多田区  |        | ×          | 69      | 小栗林    | 38     | ○          |
| 15      | 油見2丁目 |        |            | 35       | 晴海       |        | ×          | 自主防(自治会関連)   |       | 40     | ○          | 70      | 大栗林    | 39     | ○          |
| 16      | 油見3丁目 |        |            | ◎ 御園連合会  |          |        |            | 自主防(自治会無関係)  |       | 1      | ○          | 71      | 谷和     | 40     | ○          |
| 17      | 南栄1丁目 | 11     | ○          | 36       | 御園1丁目    |        | ×          | 自主防のない自治会    |       | 17     | ×          | その他の組織  |        |        |            |
| 18      | 南栄2丁目 |        | ×          | 37       | 御園2丁目    |        | ×          | 聴覚障害者防災連絡協議会 |       |        |            | 41      | ○      |        |            |
| 19      | 西栄1丁目 | 12     | ○          | 38       | 三ツ石      |        | ×          |              |       |        |            |         |        |        |            |

## 呼びかけ体制・ステップアップ訓練の状況

R6.4.1現在

12.5%  
(5組織)  
完了

| 自主防災組織 |          | ステップアップ訓練 |       |
|--------|----------|-----------|-------|
|        |          | ○済/未      | 年/月   |
| 3      | 元町1丁目    | 済         | R4/5  |
| 4      | 元町2丁目    | 未実施       |       |
| 6      | 元町4丁目    | 未実施       |       |
| 8      | 本町2丁目    | 済         | R3/12 |
| 9      | 白石1丁目    | 済         | R5/2  |
| 10     | 白石2丁目    | 未実施       |       |
| 11     | 新町1丁目    | 済         | R3/11 |
| 12     | 新町2丁目    | 未実施       |       |
| 13     | 新町3丁目    | 未実施       |       |
| 14     | 油見連合     | 未実施       |       |
| 17     | 南栄1丁目    | 未実施       |       |
| 19     | 西栄1丁目    | 未実施       |       |
| 20     | 小島連合     | 未実施       |       |
| 25     | 東栄県営     | 未実施       |       |
| 26     | 北栄県営     | 未実施       |       |
| 27     | 立戸連合     | 未実施       |       |
| 33     | 小方1.2丁目北 | 未実施       |       |
| 34     | 小方2丁目    | 未実施       |       |
| 41     | 御園台      | 未実施       |       |
| 43     | 黒川連合     | 未実施       |       |

| 自主防災組織 |        | ステップアップ訓練 |       |
|--------|--------|-----------|-------|
|        |        | ○済/未      | 年/月   |
| 47     | 港町1丁目  | 未実施       |       |
| 49     | 防鹿     | 未実施       |       |
| 50     | 穂仁原    | 未実施       |       |
| 51     | 比作     | 未実施       |       |
| 52     | 安条     | 未実施       |       |
| 53     | 前飯谷    | 未実施       |       |
| 54     | 後飯谷    | 未実施       |       |
| 56     | 玖波1丁目  | 未実施       |       |
| 59     | 玖波4丁目  | 未実施       |       |
| 60     | 玖波5丁目  | 未実施       |       |
| 62     | 玖波7丁目  | 未実施       |       |
| 63     | 玖波8丁目  | 未実施       |       |
| 64     | 大人原.大迫 | 未実施       |       |
| 66     | 松ヶ原町   | 済         | R5/12 |
| 67     | 広原     | 未実施       |       |
| 68     | 谷尻     | 未実施       |       |
| 69     | 後原     | 未実施       |       |
| 70     | 小栗林    | 未実施       |       |
| 71     | 大栗林    | 未実施       |       |
| 72     | 谷和     | 未実施       |       |

# 令和6年度事業説明

- 1 自主防災組織設立支援
- 2 呼びかけ体制（ステップアップ訓練）
- 3 防災リーダー（新規・フォローアップ研修）
- 4 その他（助成制度の紹介）

実施要領変更

# 1 自主防災組織設立支援

⇒ イベントを探す

⇒ 募集を探す

⇒ 施設を探す

⇒ 組織から探す

キーワード検索

Google 提供



現在の位置

ホーム > 組織から探す > 総務部 > 危機管理課 > 業務案内 > 防災 > 自主防災組織  
> 自主防災組織（必要性和設立方法の解説）

## 自主防災組織（必要性和設立方法の解説）

### ■ 自主防災組織とは

#### 【自主防災組織とは】

地域の住民同士が  
運営などを行うため

構成としては、

1. 自治会単位の組織
2. 複数の自治会による組織
3. 自治会と関連した民間団体などとの組み合わせ

### 自主防災組織設立手順

#### 自治会内の活動

設立について、自治会に提案する

設立準備を行う担当者を決める

防災活動経験のある人を選ぶのが望ましい

自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる

- ① 組織形態の決定
- ② 組織編制表(案)の作成
- ③ 役員の人選
- ④ 規約案の作成
- ⑤ 活動計画案の作成
- ⑥ 収支見込

役員会で検討しより良い案に修正する

役員会で案の了承を得る

自治会総会で討議・可決する

自主防災組織設立(市へ報告)

#### 県・市による設立支援・講習会

##### 第1回 防災講習会

- ① 自主防災アドバイザー講演
- ② 市説明(助成金制度)  
(避難情報・避難行動)
- ③ 防災図上訓練(DIG)

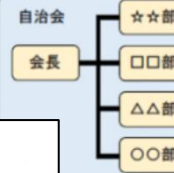
##### 第2回 防災講習会

- ① ワークショップ
- ② 広島マイタイムライン作成講習

連絡網の検討・整備

設立後、連絡網の運用開始

### 自主防災組織の組織形態



#### 内部組織型

- 1 自治会の内部に防災部を設置  
(1) 既存の部に防災を追加  
(2) 防災部を新設
- 2 防災業務は、防災部が実施
- 3 自治会規約の改正が必要

#### 自治会 兼 自主防災組織



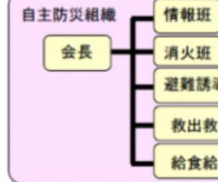
#### 重複型

- 1 自治会と同じ編成・構成員のまま別組織として設立
- 2 防災業務は、組織全体で実施
- 3 新たな規約作成が必要



#### 別組織型

- 1 自治会と異なる編成・構成員で別組織として設立
- 2 構成員の長期固定化も可能
- 3 防災業務は、組織全体で実施、担当の細分化が可能
- 4 新たな規約作成が必要



### 自主防災組織

自主防災組織（必要性和

スマホで確認⇒





大竹市

Otake City

⇒ イベントを探す

⇒ 募集を探す

現在の位置



ホーム > 組織から探す >

## 避難の呼びかけ体制

### ■ 避難の呼びかけ体制とは

正式には「自主防災組織による避難の呼びかけ体制」です。  
令和2年度から、広島県消防保安課が各市町村に呼びかけ体制づくりを推進しています。

平成30年7月豪雨の教訓に基づき、住民に避難の呼びかけ方法などのルールを決めて、自主防災組織の体制づくりです。

各々の組織にあった呼びかけ体制をつくるために、ルールを決めていく必要があります。

#### 体制づくりのプロセス

呼びかけ体制づくりは、次の5つのステップで行います。

ステップ1 防災意識の醸成（セミナーなど）

# 呼びかけ体制

## ■ （大竹市）呼びかけ体制（構築事業）について

大竹市では、下記の計画で、呼びかけ体制の構築事業を推進しています。

### ■ 1 防災セミナー（広島県・大竹市共催）

ステップ1の実施項目です。全自主防災組織を対象に毎年1回開催します。従来から実施してきた（大竹市）自主防災育成研修会を兼ねています。

- [防災セミナー（令和5年度）](#)
- [（大竹市リンク）令和4年度・防災セミナー（研修資料）](#)

### ■ 2 集合訓練（広島県・大竹市共催）

未参加の自主防災組織を対象とします。より多くの組織に経験してもらうことを目的とします。参加する自主防災組織毎に代表4名程度で1つの班を構成し、他組織から参加した別の班と合同で実施します。複数の自主防災組織合同で開催し、ステップ2・3（DIG・WS・MTL）を行います。この訓練を終了した後は、下記のステップアップ訓練に移行します。

**令和4年度をもって終了しました。**

- [（大竹市リンク）呼びかけ体制・集合訓練\(DIG・WS・MTL\)（実績）](#)

### ■ 3 ステップアップ訓練（広島県・大竹市共催）

主に集合訓練を終了した自主防災組織を対象とします。スキルの定着を目的とし、呼びかけ段階までの訓練を終了します。単体の自主防災組織で開催し、以下を実施します。

手順



# 用語の説明

## 1 呼びかけ体制とは

令和2年度から、**広島県**消防保安課が**各市町**と**共同**で推進中の事業です。

**平成30年7月豪雨**の教訓に基づき、住民に**早めの避難**を促すため、呼びかけを開始するタイミングや、呼びかけ方法などのルールを決めて、**自主防災組織**が大雨災害に対して、**効率的で効果的な呼びかけを行う仕組み**です。

各々の組織にあった呼びかけ体制をつくるには、起こりうる災害や組織体系、地域の状況などを考慮して、ルールを決めていく必要があります。



呼びかけ体制づくりは、次に示す5つのステップを基本として進めていきます。



令和6年度  
大竹市  
ステップアップ  
訓練

防災基礎研修

地域防災タイムライン

情報伝達  
(避難)訓練

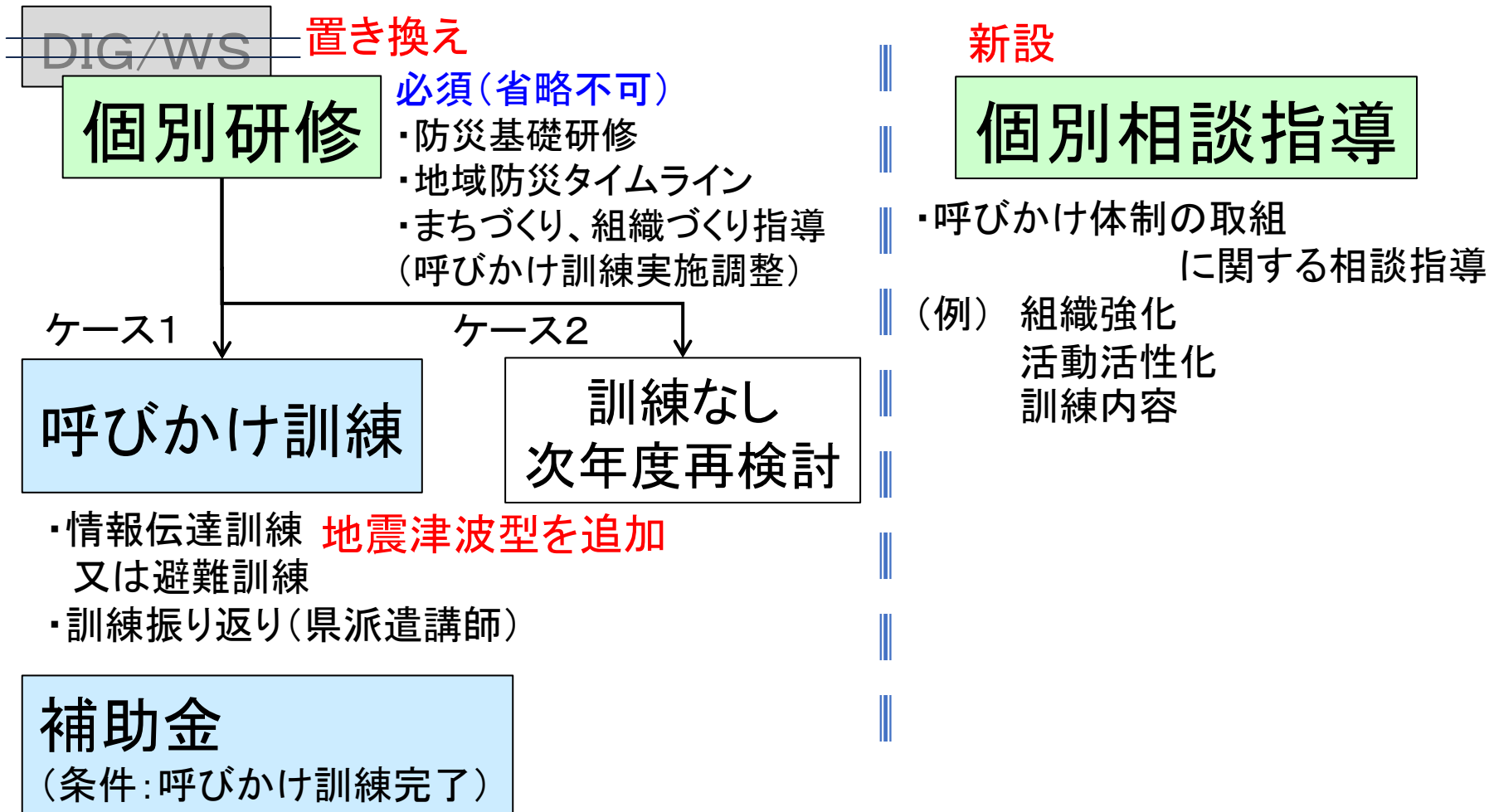
振り返り

個別研修

呼びかけ訓練

6月：希望調査（各自主防災組織会長宛に通知文書送付）

➡ 7月：希望回答（自主防災組織毎に回答）



補助金：県変更2回目～2万5年円に連動

## 令和6年度型

## ステップアップ訓練

## 個別研修

| 時間  | 実施項目                  | 講 師               |
|-----|-----------------------|-------------------|
| 60分 | 防災基礎研修                | 大竹市<br>危機管理課職員    |
| 30分 | 地域防災タイムライン説明          | 広島県<br>自主防災アドバイザー |
| 90分 | まちづくり・組織づくり指導 ※       |                   |
| 30分 | 呼びかけ訓練実施調整(訓練をする場合のみ) |                   |

※ DIG/WS集合訓練未経験の4組織  
(小方2、大人原大迫、広原、谷尻)  
が参加する場合は、DIG/WSを含めた内容で実施

## 令和6年度型

## ステップアップ訓練

## 呼びかけ訓練

講師：広島県自主防災アドバイザー

対象：自主防災組織

| 標準的な時間 | 区分                   | 訓練想定     | 一般的な地区 |      | 土砂・洪水の恐れのない地区 |
|--------|----------------------|----------|--------|------|---------------|
| 1時間    | 情報伝達訓練<br>又は<br>避難訓練 | 土砂<br>洪水 | 1年目    | 2年目～ |               |
|        |                      | 地震<br>津波 |        | 2年目～ | 1年目<br>2年目～   |
| 30分    | 訓練振返り                |          | 要実施    |      | 要実施           |

## 適用条件

災害発生前の呼びかけの実施が必須

地震・津波からの避難行動のみの実施では不可

講師：広島県自主防災アドバイザー

対象：自主防災組織

内容：呼びかけ体制の取組に関する相談指導

- (例)
- 組織強化
  - 活動活性化
  - 訓練内容

実績(内容)

令和5年 2月 玖波5丁目(活動活性化の指導)

令和5年 3月 元町1丁目(訓練内容の指導「地震津波訓練」)

令和5年12月 玖波1丁目(活動活性化の指導)

## 令和6年度型

## ステップアップ訓練

## 今後の予定

|      |                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 本セミナー後、 <ul style="list-style-type: none"><li>各会長あてに希望調査書を郵送します。</li><li>希望の有無を記載し回答して下さい。</li></ul> |
| 回答期限 | 7月19日(金)必着                                                                                           |
| 調査事項 | 以下に対する参加意思の確認<br>1 個別研修<br>2 呼びかけ訓練<br>(参加希望する場合は、必ず個別研修を受講して下さい)<br>3 個別相談指導                        |
| 対象組織 | 全ての自主防災組織                                                                                            |

呼びかけ体制助成金を申請する場合は、8月15日(木)までに申請書を提出して下さい。助成額に限度がありますので、先着順に受理し、定数で締め切りとさせていただきます。

定数 新規(最大10万円):3組織、2回目以降(2万5千円):2組織

## 4 防災リーダー(新規募集中)



防災リーダーの活動には女性の力  
が必要です。あなたもなってみま  
せんか？

若い人たちや  
女性の方など

お近くに希望者が  
おられましたら  
情報提供をお願いします。

令和6年度  
申込期限9月30日  
詳しくは市HP  
をご覧ください

### 防災リーダーとは

地域の防災対策の推進及び防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成・活性を図ることを目的として、大竹市が認定する制度です。正式には、大竹市地域防災リーダーとい  
います。



# 4 防災リーダー(フォローアップ研修会)

15

| 項 目  | 内 容                                  |
|------|--------------------------------------|
| 対象者  | 大竹市地域防災リーダーの認定を受けた者<br>※ 新規募集ではありません |
| 費用   | 無 料                                  |
| 会場   | 大竹市役所3階<br>大会議室                      |
| 日程   | 令和6年11月16日(土)13時30分～16時30分           |
| 実施要領 | HPで公開済<br>(通知文書)8月に各自宛郵送予定           |
| 申込み  | 必要(参加希望調査票 要回答)                      |
| その他  | 午前中に認定される6期生が合流                      |

日時の表記が  
誤っていたので  
6月3日に修正しました。



## 5 助成制度

- 設立時（資機材支給）
- 自主防災組織
- 避難の呼びかけ体制
- 宝くじコミュニティ助成金

# 設立時（資機材支給）



大竹市  
Otake City

ホーム

くらし・手続き

子育て・教育・学び

健康・予防・医療・福祉

⇒ イベントを探す

⇒ 募集を探す

⇒ 施設を探す

⇒ 組織から探す

キーワード検索

現在の位置 [ホーム](#) > [組織から探す](#) > [総務部](#) > [危機管理課](#) > [業務案内](#) > [防災](#) > [自主防災組織](#) > 大竹市自主防災組織

## 大竹市自主防災資機材支給要綱

自主防災組織設立時に支給を受けることできる資機材に関する要綱です。


[01 大竹市自主防災資機材支給要綱\(平成19年6月15日告示第128号\)（一括）（PDF：86.5KB）  
（PDFファイル：86.6KB）](#)


[02 別記様式第1号（第5条関係）（WORD：16.5KB）（Wordファイル：16.5KB）](#)


[03 別記様式第2号（第7条関係）（WORD：16.9KB）（Wordファイル：16.9KB）](#)

■ 関連リンク

| 支給機材例   |     |
|---------|-----|
| 機材名     | 限度数 |
| スコップ    | 5   |
| のこぎり    | 1   |
| ヘルメット   | 10  |
| ハンドマイク  | 1   |
| 懐中電灯    | 6   |
| ブルーシート  | 10  |
| カラーコーン  | 10  |
| コーンベットの | 10  |
| コーンバー   | 5   |



# 自主防災組織助成金

助成額 最大2万円／年  
毎年申請可能  
今年度の申込：締め切りました。

**大竹市**  
Otake City

ホーム  
くら  
手続

⇒ イベントを探す ⇒ 募集を探す ⇒ 施設を探す

現在の位置 [ホーム](#) > [組織から探す](#) > [総務部](#) > [危機管理課](#) > [業務案内](#) > [防災](#) > [自主防災組織](#) > 自主防災組織助成金について

## 自主防災組織助成金について

自主防災組織が地域防災力向上のために活動を行い、費用が発生した場合、助成対象の費用であると認められれば、助成金の交付を受けることができます。

### 対象となる活動

- (1) 防災訓練
- (2) 地域防災マップ作成
- (3) 避難行動要支援者台帳の作成
- (4) 地域コミュニティを深め共助の促進に寄与する活動等

### 対象となる費用

- (1) 防災資機材購入
- (2) 活動に必要な消耗品の購入
- (3) 会場使用料
- (4) 講師謝礼等

広島県 大竹市の  
魅力いっぱい

大竹市  
子育て情報ページ  
OTAKE CITY KOSODATE JYUHOUGO PAGE

### 自主防災組織

- 自主防災組織（必要性と  
設立方法の解説）
- 防災セミナー（令和5年  
度）
- 避難の呼びかけ体制

# 避難の呼びかけ体制（助成金）

助成額 初回10万円（3組織まで）

2年目～2万5千円（年1回）（2組織まで）

申請回数 各年1回まで

対象組織 ステップアップ訓練に参加し

個別研修と呼びかけ訓練を完了すること

申請書提出期限（①②をともに満たすこと）

① 令和6年8月15日（木）

② 訓練最終段階予定日の1ヶ月前

実績報告書提出期限（③④をともに満たすこと）

③ 令和7年2月28日（金）

④ 訓練完了日から2週間以内

令和6年度版  
ホームページ  
作成中

- 【別記様式第2号】事業計画書（WORD）
- 【別記様式第3号】防災資機材購入予定書（WORD）
- 【別記様式第4号】収支予算書（WORD）
- 【別記様式第5号】大竹市避難の呼びかけ体制づくり報告書（WORD）  
（Wordファイル：20.7KB）
- 【別記様式第6号】避難の呼びかけ体制づくり報告書（WORD：21.8KB）（Wordファイル：21.9KB）
- 【別記様式第7号】事業報告書（WORD：22.1KB）（Wordファイル：22.2KB）
- 【別記様式第8号】支出決算書（WORD：23.2KB）（Wordファイル：23.3KB）
- 【追加様式】請求書（呼びかけ体制）（WORD：18.8KB）（Wordファイル：18.9KB）



# 宝くじコミュニティ助成金



ホーム

⇒ イベントを探す

⇒ 募集を探す

現在の位置

 ホーム > 組織から探す > 総務部  
 > (宝くじ) コミュニティ助成事業

## (宝くじ) コミュニティ助成事業

### ■ 令和6年度分(令和5年度申請)

令和6年度分(令和5年度申請)の要綱が発表され、市への申請書提出期限は、9月29日(金曜日)必着です。

○ コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが実施する事業で

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要となる施設・事業費の補助、民生サービスと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実に寄与することを目的としています。

事業項目は以下の通りです。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 地域防災組織育成助成事業
- (4) 青少年健全育成助成事業

助成額 30～200万円

対象組織 自主防災組織

申請後、審査により対象組織が選定されます。

対象組織の発表: 本年度末

助成金支払い・購入: 次年度

本年度申請分の実施要領は示されていません。

例年、8月に実施要領が示されます。

⇒ 大竹市HPで速やかに公開します。

(個々の組織への連絡は行いません。)

市への申請書提出期限 9月末日(必着)

令和6年度: ✕ 切 9月30日(月)(必着)

参考

審査が通らず、6回目(6年目)で採用された事例があります。

